

# 令和6年6月犬山市議会定例議会会議録

第6号 6月17日(月曜日)

## ◎議事日程 第6号 令和6年6月17日午前10時開議

第1 第46号議案から第55号議案まで  
並びに諮問第1号  
及び報告第1号から報告第7号まで  
(議案質疑・委員会付託)

第1類 第46号議案から第53号議案まで  
及び諮問第1号  
第2類 第54号議案及び第55号議案  
並びに報告第1号から報告第7号まで

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

日程第1 第46号議案から第55号議案まで  
並びに諮問第1号  
及び報告第1号から報告第7号まで  
(議案質疑・委員会付託)

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアンキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君  
主 査 石黒 絵美 君

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	兼 松 光 春 君
総 務 課 長	舟 橋 正 人 君	防災交通課長	伊 藤 修 君
市 民 課 長	吉 田 高 弘 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	健康推進課長	水 野 嘉 彦 君
子ども未来課長	上 原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
水 道 課 長	梅 村 幸 男 君	下 水 道 課 長	五 十 嵐 康 君
観 光 課 長	小 池 信 和 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育教育課主幹	鈴 木 早 智 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防本部消防次長	安 藤 和 重 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 第46号議案から第55号議案まで、並びに諮問第1号

及び報告第1号から報告第7号まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第46号議案から第55号議案まで、並びに諮問第1号、及び報告第1号から報告第7号までを議題とします。

お諮りいたします。第46号議案から第55号議案まで、並びに諮問第1号、及び報告第1号から報告第7号までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを2つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第46号議案から第53号議案まで、及び諮問第1号に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） おはようございます。3番、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告をさせていただきました1件につきまして、質疑をさせていただきます。

第49号議案、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。全員協議会資料の9ページをご参照いただければと思います。

今回、駐車場の料金の改正ということで議案が上程されておりますが、その改正金額の設定根拠について質疑をいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） おはようございます。増田議員のご質疑にお答えします。

現在の1時間当たりの300円という使用料設定については、私が観光課長のときに機械を導入しながら、いろんな市内の駐車場の状況も把握しながら、設定したところでございます。

今回の料金改正については、改めて市内また約30か所の近隣駐車場の料金を調査し、平日、休日など設定差があるものの、平均すると1時間当たり約370円程度ということで、500円以上の設定をしているところも数か所ありましたが、1時間当たり300円から600円の範囲内で設定をされているという状況となっております。

加えて、ほかの観光都市と言われるところの駐車場のほうの事例も参考にして、妥当な使用料金として検討しております。

検討の結果、当初300円を設定をしたと同様、民間駐車場の営業を圧迫しない範囲で、かつ使用料としていただく上で高額になりすぎない妥当な金額という形で、今回500円を上限ということで設定させていただいております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からも第49号議案、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、2点、質疑いたします。

全員協議会資料9ページ、議案書の2ページですが、まず、特定日とは、観光駐車場の利用の増加が見込まれる日として、市長が定めるとしてありますが、具体的にはどのような日を想定しているのか、そして、その特定日の周知はどのように行っていくか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 光清議員のご質疑にお答えします。

特定日については、過去の実績から駐車場の利用台数が多く見込まれるところで、ゴールデンウィークであったり、お盆、それから紅葉のシーズン、11月の下旬ぐらいになりますが、あと正月三が日という日にちを設定しております。

また、どうやって周知していくのかという形ですが、特定日の周知については、現地の駐車場の看板であったり、市ホームページであったり、観光協会のホームページであったり、事前に周知することを想定しております。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からは、第46号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてから、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料では4ページということになります。特にこの犬山市部活動地域移行検討委員会ということでお聞きしたいと思います。

この委員の構成メンバーについては、添付の規則のほうを見させていただきますと、スポーツ団体または文化団体の関係者、学校関係者、保護者代表、その他必要と認める者と、こうなっております。他のいろんな附属機関がございまして、ずっと見させていただきますと、学識経験者、あるいは識見を有する者という方がメンバーとなっているのが大多数というふうでございます。

そういった中で、こういった委員となったということで、どんな議論がなされたのかという点、あるいはまとめ役と書いてありますけども、要は中立的な立場の方が委員長とか、そういった務めている部分が多いと思っておりますが、その辺も含めてどんな話合いがされたかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

各中学校で現在活動している運動系の部活動の種目については、休日にも活動できる場を地域移行という形で確保することが必要だと考えていますが、まずは部活動そのものの存続を考えていく必要があると考えています。

そのため、今年度から来年度にかけて、単独では効果的な練習が困難な部活動については、複数の中学校で活動を行う合同部活動への移行を実施し、その次の段階として地域移行を考えています。そのため、現時点では、学校関係者、スポーツ団体や文化団体の関係者、保護者代表者の中から会長を選任していくことを考えておりますが、議論が地域移行の段階に進む状況においては、委員を追加し、識見を有する方に取りまとめ役をお願いすることも想定しています。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 私からは、第50号議案、犬山市下水道条例の一部改正について、1点質疑をします。

全員協議会資料10ページをご参照ください。

排水設備工事の責任技術者の常駐だということで、内容は理解をしますけども、専属が専任になることの理由と、あと内容を見て、もう少し具体的な説明というか、事業所の例などを挙げてご説明をいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 玉置議員のご質疑にお答えします。

もう少し詳しくということでもありますので、全員協議会資料と重複する部分もございますけれども、その点も含めまして説明させていただきます。

人口減少、少子・高齢化が進み、建設業界の現場における技術者の人手不足の進行が問題化されている中で、問題解決のため、国はデジタル社会の実現に向けた構造改革を推進しております。

この構造改革の中の一つに、常駐規制の見直しがございます。これは物理的に事業所や現場にとどまることや、職務の従事や、事務所への所属等について兼任せず、1人1現場をひもづけを求めるものに対して、見直しを図っているものでございます。

今現在、指定工事店に対して営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務づけていることは、国の見直しプランにより、技術者が他の営業所を兼務できるよう、要件を緩和し、専任に改正するものです。

具体的になるかちょっとあれですけども、例えば市内の指定工事店の排水設備工事責任技術者が県内のほかの営業所の責任技術者を兼務することができることとなり、その場合は兼務状況を明らかにする書類として、勤務する営業所の指定工事所と責任技術者名簿を市に提出することを予定をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番、丸山幸治です。第49号議案、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、2点質疑させていただきます。全員協議会資料は9ページです。

大型・中型自動車の利用状況について、それと、大型・中型自動車の料金改正による効果について、見込みについてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 丸山議員のご質疑にお答えします。

大型・中型の利用状況ということですが、令和5年度における2つの観光駐車場の総利用台数は17万3,524台の利用がありました。その中で大型・中型自動車の利用台数は2,246台というふうになっており、総利用台数の約1.2%という形になっています。

また、料金のほうについては、駐車場利用全体の総使用料が、令和5年度は1億783万7,600円となっており、そのうち247万9,000円が大型、中型の利用となり全体の約2.2%となっております。

次に、大型の料金改定があったときの影響額というところですが、今回約20日間、特定日という形で試算しておりますけども、バス利用があったその前年同期間の日数は、20日間の中でも13日間でございます。期間中の大型・中型の利用台数は約100台という形で、その100台の平均の滞在時間は約1.8時間となり、試算上では約10万円の増収が見込まれるというふうに計算しております。

◎議長（柴田浩行君） 1番 丸山幸治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からは第46号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、全員協議会資料4ページ、5ページをご参照ください。

その中の犬山市部活動地域移行検討委員会について、1点、質疑をさせていただきます。

今回の議案の提出に当たって、現場の先生方のこの話合いと言いますか、意見を聞く場があったかどうかを、まず1点確認させてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

本年度4月、市内小中学校勤務の教員を対象に、部活動の地域への移行についてのアンケートを実施いたしました。「休日の地域クラブ活動を希望しますか」という設問に対して、「希望する」、「条件によって考える」、「希望しない」の3択で回答する項目と、部活動地域移行について望むことや質問などを自由記述する項目で、438人の回答がありました。

◎7番（諏訪 毅君） では、再質疑をさせていただきます。

今回アンケートを取っていただいたということで、そのアンケート結果を、今後この地域移行検討委員会に関して、結果を踏まえてどのようにされていくかを、お答えいただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

「休日の地域クラブ活動の指導を希望しますか」については、438人の回答中、「希望する」10人、「条件によって考える」64人、「希望しない」364人という結果でした。「部活動の地域移行について望むこと」の自由記述の中では、「生徒の関心に応じた種目を取り入れてほしい」、「専門の知識を持った指導者にお願いしたい」、「学校教育と地域活動のつながりが見えるとよい」などの意見がありました。

また、部活動の地域移行に関する質問等では、「物品や鍵の管理をどのようにしていくのか」、「保護者への緊急連絡手段をどうするのか」、「大会参加はどうなるのか」などの質問がありました。

今回のアンケートは、教員が対象であり、将来的に地域移行された部活動と教員がどのように関わるのか課題を確認することになりました。

部活動の地域移行には多くの課題がありますが、今回お認めいただけましたら、部活動地域移行検討委員会において、今回の教員アンケートで出された意見も含め、生徒や保護者、地域の方々の意見を取り入れながら検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは2件、質疑いたします。

第49号議案で、令和6年度犬山市観光駐車場の設備及び管理に関する条例の一部改正について2件お尋ねいたします。

全員協議会資料の9ページをご覧ください。

まず1点目は、普通自動車等は1日につき6時間利用した場合の使用料の額を上限とする  
とありますが、中型・大型自動車等はなぜ上限がないのか、また、その理由についてお示し  
ください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 島田議員のご質疑にお答えします。

なぜ上限がないかということですが、大型・中型自動車については、主に観光バスを想定  
しております。観光バスについてはおおむね2時間程度で次の目的地のほうに移動する場合  
が多くて、観光駐車場のスペースにも限りがありますので、少しでも利用回転を上げるため  
に、このゲート導入した当初から、利用時間による金額の上限設定は行っておりません。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 次に、「特定日を年間20日程度設定し」とあるが、これから増える可  
能性があるかお教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

特定日の設定については、この条例議決後になりますけども、実際、実施していく上で、  
その駐車場の利用状況も見ながら、いろいろ検証していくと。その中で今後、特定日を増や  
すもしくは増減させるということは可能であります。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番、岡村千里です。私からは第52号議案、愛知県後期高齢者医療  
広域連合規約の変更について質疑をさせていただきます。

内容にもありますように、これは健康保険証が廃止されてマイナンバーカードと一体化さ  
れるに伴い行われるものなんですけれども、特にマイナンバーカードを持っていない人  
については、資格確認書等に変更するという事です。

このマイナ保険証が全体で4%から5%ぐらいの人しか使われてないという中で、非常に  
この動きというのは、拙速ではないかなというふうに思っているんですけども、カードを  
持つ人と持たない人とで差別がないようにということが肝心だと思っています。

そこで、質疑いたします。この資格確認書についてなんですけれども、どのくらいの人に  
交付される予定なのか、そして、現在の後期高齢者全体の人数もお教えてください。それが1  
点目。

それから、2点目として、この資格確認書の有効期限というのは何年か、そして申請は必  
要なのかどうか。

それから、この「資格確認書等の」とありますけれども、この「等」とはどういう内容が  
含まれるのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、後期高齢者制度の被保険者数は、令和6年5月末現在で1万3,057人です。交付枚数の想定としては、厚生労働省の資料によりますと、令和6年1月末現在で、75歳以上でマイナ保険証を保有していない方の割合は24.8%ということですので、この割合を利用させていただいて、約3,200人程度の発行を見込んでいます。

2点目の有効期限については1年ということになります。

マイナ保険証を保有しない人の申請については、これは職権で交付するといったような手続を取らせていただきます。

それから、3点目の「資格確認書等」の「等」とは何かということなんですけれども、この「等」は資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書、それから特別療養費の資格確認書、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知書、被保険者証、限度額認定証が含まれます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。では、再質疑させていただきます。

12月1日までしかこの健康保険証は発行されないんですけれども、この12月2日以降にこの被保険者証をなくした場合というのは、どのような対応になるのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

12月2日以降に保険証をなくされた場合、この12月2日以降、保険証自体が発行できません。再発行もできないことになりますので、マイナ保険証を保有している方には、資格情報のお知らせ、保有していない方には資格確認書を交付することになります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再々質疑をさせていただきます。

国のほうとしては、マイナ保険証のほうに移行させたいというのが狙いだと思うんですけれども、75歳以上の方でどれだけこういったことをやってこられるのかなというのが思うんですけれども、このマイナ保険証への移行を強硬に進める動きというのはあるんでしょうか。特にペナルティを科すだとか、そういったことを今のところあるのかないのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

国のマイナ保険証移行に関する施策についてですけれども、現在、令和6年5月から7月までのマイナ保険証利用件数の増加に応じて、最大で病院に20万円、薬局には10万円の一時金を支給するなど、利用促進という施策が取られています。

現時点で具体的な情報はつかんでいませんが、今後もマイナ保険証への移行を推進するために、様々な方策が展開されるのではないかというふうには考えています。

◎議長（柴田浩行君） ペナルティとかの強硬的なことの取組があるのか。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 確認ですけど、ペナルティというのほどこに対する。申し訳ありません。

◎議長（柴田浩行君） 確認ということで、岡村議員、お願いします。

◎12番（岡村千里君） 例えば自治体だとか、そういったところにですけど。

◎議長（柴田浩行君） 高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） マイナ保険証が進まないことに対して国からのペナルティ等は、今のところ聞いておりません。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、2番 ビアキ恵子議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 2番、ビアキ恵子です。第46号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、全員協議会資料は4ページ、5ページです。

犬山市部活動地域移行検討委員会についてですが、スケジュールを見ると、今月から7月にかけて、委員会規則の制定と委員の人選とあります。8月に第1回目の会議で、9月には可能な部活動から合同部活動に移行、すごくぎりぎりと感じているんですけど、この委員会の設置目的が、部活動に関する様々な課題の協議、検討、生徒にとって望ましい部活動の在り方を話し合うと書いてあります。

実際、移動方法とか部活動をやる場所、例えばテニスコートならコートの数は足りるのか、生徒やその両親への周知など、不安材料がたくさんある中で、8月の会議で9月スタートというのは、子どもたちがスムーズにできるように、この委員会がそういったことも含めて話し合われるのか、進めていけるのか、お聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

小川議員のご質疑でもお答えしましたとおり、まずは休日の部活動について、複数の学校が合同で活動を行う合同部活動化を検討してまいります。令和6年8月に開催を予定している検討委員会では、どの部活動をどのような組合せで合同部活動とするのかを協議、検討し、9月からまずはできるところからの合同部活動化を実施していく予定です。

その後、令和7年9月までには合同部活動への移行を完了し、令和8年9月までにはこれらの合同部活動が地域へ移行している状態を目指してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 2番 ビアキ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からも第46号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、犬山市部活動地域移行検討委員会について、2点、質疑させていただきます。

まず、1点目です。令和4年、5年地域移行について一般質問があったことを議事録で確認いたしました。令和5年度から7年度末まで3年間で改革推進期間ということで挙げられております。令和5年度はどのような動きがあったかまず教えてください。

2点目ですが、現在示されている委員会スケジュール、先ほどの小川議員とピアキ議員と重複する部分もあるかもしれませんが、6月、7月に委員会規則の制定が今、案が上がりますが、制定があります。人選、今年度は3回の委員会の開催、その部分について、部活動の体制や指導者の人数などなど、調査すべき点が幾つもあるようですが、委員会の中でそのような盛りだくさんな情報をどうやって進めていくのかを伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

令和5年度について、先行事例の研究や調査活動を進めており、また、さきのご質疑でもお答えしているとおり、合同部活動のモデルケースとして、令和5年度の9月より犬山中学校と城東中学校のソフトボール部が合同部活動として活動しております。

このソフトボールの合同部活動については、その効果、課題をまとめているところであり、今後の検討委員会で報告するとともに、そのほかの部活動の合同化に向けての参考としていく予定です。

また、4中学校との協議を進め、令和6年3月に一定の方向性と大まかなスケジュールを保護者にお示しをしております。

今後の検討については、議員ご指摘のとおり、様々な課題がありますが、既に実施した教員のアンケートや、関係団体との協議を経て、活動場所や指導の体制、責任の所在など、諸課題を一つ一つクリアにし、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら、生徒にとって望ましい部活動の地域移行につなげてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第49号議案、犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、1件、質疑させていただきます。

観光課主導で、この値上げは検討されたと思うんですが、この犬山市の市役所の駐車場も有料なんですけれども、そちらのほうの値上げ等も、観光課あたりと担当部課と調整されたかと思うんですが、そこら辺の経緯をお聞かせいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

当然のことながら検討しております。こちらの市役所の駐車場につきましては、現在、料金の上限を設定していない駐車場でございます。近隣、この市役所周辺のコインパーキン

グ等と比べると、観光客がちょっと利用しにくいという駐車場であると考えております。

それから、この駐車場がそういった駐車場であることも踏まえて、この市役所の駐車場につきましては、満車になるというのは年間で3～4日程度でございます。いわゆる城下町周辺の観光駐車場のあふれたものが来るという、そんなような位置づけなのかなと思ってます。

そういった中で、現状、この市役所に特定日を設けて金額を上げるというのは、歳入が減るという可能性が非常に大きいというところで、今回、観光駐車場の特定日を設けたことによって、どれだけこちらの市役所の駐車場にも影響があるかということ踏まえた上で、また改めて考えていきたいという位置づけでいます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。よって、第1類、第46号議案から第53号議案まで、及び諮問第1号に対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第54号議案及び第55号議案並びに報告第1号から報告第7号までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第54号議案、犬山市一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。2点、お伺いさせていただきます。

全員協議会資料の26ページ、議案に関しては12、13ページです。

まず、新型コロナワクチン接種事業についてです。

こちら全員協議会資料のほうを見ますと、下のほうに2市2町で協議の上、統一単価で契約ということですが、この協議状況がどうなっているのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 増田議員の質疑にお答えさせていただきます。

こちらのほう、協議の内容なんですけども、自己負担額と接種委託料について協議を進めております。今、この予算書でいきますと、インフルエンザを参考に積算ということになります。今現在、インフルエンザの接種委託料というのは、4,675円で、自己負担が1,200円となっています。これ割り返すと25.6%が自己負担額の割合というふうになっています。コロナの接種委託料が1万5,300円、ここから国庫助成が8,300円入りますので、引いて1万7,000円、（※227ページに訂正発言あり）これにこの割合の25%を掛けて1,700円という設定で予算のほうは積算をさせていただきました。

その後、定期の予防接種については、尾北医師会管内の2市2町合同で、医師会と今現在委託契約を結んでいます。その関係上、2市2町で協議のほうをしておりますが、5月22日に協議が始まりました。その内容としては、委託料については、国から示された想定単価である1万5,300円、これで行きましょうといったようなところで今ついています。自己負担

額については、今1,700円というふうに試算しますが、県内市町村いろいろ調査した結果、最も多かった2,000円とするところで、今協議が進んでいる状況となっています。ですから、この予算書、全員協議会資料の1,700円が2,000円になるのではないかというふうに考えていただければと思います。

今後、7月に開催予定の会議で協議を行って、最終調整を行っていくという運びとなっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。それでは、同じく一般会計補正予算について2点目、お伺いさせていただきます。

こちらは民間建築物耐震診断改修についてです。こちら問合せの増加から、今回補正を行われていると思うんですけど、まだ6月の段階で今回補正を組んでいるという形になるんですが、またさらに再補正等を行って、より拡充していくことがあるのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 増田議員のご質疑にお答えします。

今年の1月1日に発生しました能登半島地震後、耐震診断の申込みが急増し、令和6年3月末時点で42件の相談を受けている状況となっております。

この相談件数を令和6年度の当初予算で実施してきましたが、令和6年度も診断の申請が例年より多く、6月10日現在で、当初予算の50件を実施し、さらに17件の相談を受けている状況です。

6月補正後にこの相談件数を実施することとすると、それと、残り33件の予算が残りますが、例年どおりの申込み状況であれば、年度末まで対応ができると考えております。しかしながら、今後の申込み状況によって、再補正を必要となる可能性もあると考えております。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から2件お伺いします。

まず、1件目です。歳出の2款1項11目、全員協議会資料でいうと22、23ページ、議案でいうと10、11ページ、自治体のライドシェア事業について、3点お伺いします。1点ずつお伺いします。よろしくお願ひします。

まず、今回のライドシェアということですが、昨今テレビとかでもよく出ております。イメージ的には相乗りだとか、今話題になっている自家用車タイプのものがぱっと思い浮かんだんですが、今回はそれとは違う形の自治体ライドシェアということですが、先日も車両を下で見させていただきましたが、コミュニティバスのような形の配列ということで、今回のこのライドシェアとコミュニティバスとのどういったところが違う運用になっていくのか、その点についてまずお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 畑議員の質疑にお答えをします。

今回の自治体ライドシェアとコミュニティバスは、定時定路線を運行するバスとしては同じように見えますが、まずはドライバーの運転免許が違います。ライドシェアは第一種免許になりますが、コミュニティバスは営利目的で旅客を運送するための第二種免許が必要となります。

それに関連して、運行車両のナンバーが違います。ライドシェアに用いる車両は白ナンバーで自家用になります。コミュニティバスは緑ナンバーで営業用となります。

また、ライドシェアの車両は10人乗りとなり、普通自動車運転免許で運転できますが、コミュニティバスは現在33人乗りと13人乗りになるので、普通自動車運転免許では運転できません。

次に、法的規制が違います。ライドシェアは、道路運送法第78条第2号に基づき、特定の要件を満たした上で許可されるものです。

一方、コミュニティバスは公共交通機関としての法的規制が適用され、道路運送法第4条の規定に基づくものとなります。

次に、運賃が違います。ライドシェアは今のところ、1乗車300円前後を想定していますが、コミュニティバスは1日200円となります。

以上が違いとなります。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。2点目です。今回、今もありましたが、ドライバー1種免許でいいということでしたが、ドライバーの雇用主は全員協議会資料によると、雇用と車両管理も含んで事業者ということですが、雇用主自体は事業者になるのかということ、それと、その際のドライバーの募集は雇用主がやるのか市がやるのか、その点についてお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 畑議員の質疑にお答えをします。

ドライバーの雇用主は交通事業者となります。市はドライバーの募集について、広報や市ホームページ等を用いて行い、交通事業者が雇用する形となります。

募集については、市のほうが行います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。3点目です。今回の事業費内の運行負担金というのが入っておりますが、運行負担金で使われる詳細についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 畑議員の質疑にお答えをします。

細かい金額までは予定価格に影響があるため差し控えさせていただきますが、内訳としま

しては、運転者の給与、運行管理や安全教育、事務管理費、運行機器利用料や消耗品などを計上しており、そこから運賃収入を差し引きます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 分かりました。続いて、2点目です。歳出3款2項2目全員協議会資料24、25ページ、議案書10、11ページ、橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託料についてお伺いいたします。

今回、補正ということで、全員協議会の内容を見てみましたが、積算が違ったというところですが、今回この補正になった経緯について、もう少し詳しくお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 畑議員のご質疑にお答えします。

4月初旬、新年度に入り、予算執行のための準備の中で積算内容を確認したところ、当初予算に計上されている事業費が、橋爪子ども未来園に係る事業費のみであることが判明しました。

今回計上する予算は、解体設計委託料であり、委託期間は6か月必要となりますが、6月補正予算計上でお認めいただくと仮定しても、委託期間を確保することができるということから、市長、副市長に報告し、検討した結果、6月議会で計上することとしました。

今回、歳出予算科目の名称として、予算科目の最小単位である細々節の名称を「橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託料」としていたため、2園分が計上されているとの思い込みから、今回の事態となりました。

今後は予算計上の際はまとめて記載せず、各施設個別で予算計上していくこと、また、細々節が複数の事業で構成される場合は、必ず積算内訳にて全ての事業を記載するようにし、今回のことがないように努めてまいります。

大変申し訳ありませんでした。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） もう1点お伺いします。補正前は橋爪子ども未来園の解体工事設計業務委託料が360万円となっており、今回、補正後292万6,000円となっています。

先ほどの見落としというか、分かるんですけども、積算した金額自体が67万4,000円、これがずれてるということについては、どのような解釈すればよいか質疑します。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 畑議員のご質疑にお答えします。

今回の計上漏れが判明した時点で、予算未計上の五郎丸子ども未来園の歳出に合わせ、予算計上済みの橋爪子ども未来園の事業費も再度検証しました。

設計委託料の予算計上のための積算につきましては、対象となる工事の事業費を庁内統一のフォーマットを使った積算表に入力して算出をします。積算表に工事費を入力する際は、税抜きの工事費で入力する設定となっておりますが、誤って税込みの工事費を入力し、積算

していたため、差額が発生しました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 1点目、2点目に通じて再質疑させていただきますが、今回こういったちょっと人為的なミスなのかなという気はしますが、人の数を含めて、今後こういったことが起きないようにするための対策としては、どういったことを考えてみえるのか質疑します。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 畑議員の再質疑にお答えします。

人的というお話もございました。職員の数ですとか、そういう体制づくりかなというところで意識をさせていただいています。これ一般質問のときも、光清議員ですとか岡議員からも、職員がちょっと足らんじゃないかというようなお話がございました。

当然、一般質問のときの答弁でも私、申し上げたとおり、人材育成の基本方針も改定してまいりますし、積極的な職員の採用もやってまいります。ただ、職員を採用すればいいという問題ではなくて、今、子ども・子育て監も申し上げましたように、やはりチェックをしっかりしていかないと、人がたくさんおっても精度が上がらんといかんかなというような思いがございまして、こちらにつきましてチェックという話は、私のほうも朝、幹部連絡会というものがございまして、これ、いろんな議員からご指摘いただいておりますけど、失敗を少なくするという前提で、辛口で伝えるような形をしておりますし、5月の早々に、実施計画のヒアリングというか説明会がございました。そのときに私ではなくて、経営部長のほうで職員に対して訓告ではございませんけど、複数のチェック、また慌てるなというような様々な指摘と言いますか、話を申し上げました。

これも言っているかどうか分かりませんが、また起こってはいかんでしょうけど、いろんなケアレスミスというのはやっぱりつきものになってきます。ただ、それが起こったときに、他人事ではなくて、自分事として捉えて、全庁的な形、取組を今後も継続していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）歳出の2款1項11目、全員協議会資料の22ページ、23ページにあります自治体ライドシェア事業から、要旨を6点に分けて質疑をさせていただきますので、一問一答でお願いをしたいと思います。

まずは1点目、自治体ライドシェアを決断するまでの経緯を伺いたい。

また、犬山を営業範囲とする交通事業者で、自家用有償旅客輸送の運転者を確保できなかったのかであります。先日の一般質問のほうで、地域公共交通計画、この理念にしっかり基づいてやっておられるということについては確認をさせていただきました。

そういったことで準備をされておると思うんですけど、まずは経過であります。本来はこ

れはプロの仕事ですので、やはりプロに任せるべきだと思っています。できる限り第二種自動車運転免許、これを所持されている方にやっていただく仕事というふうに思っています。

今回の提案は、平たく言えば一般のドライバーで路線バスの運転手をやるよということになると思いますが、ここに至るまで様々調整をされていたと思うんですが、経緯を伺いたいということと、そしてあと運転者の確保について、今回、岐阜バスの減便対策について、バスやタクシーといった交通事業者、こちらのほうにも相談されたと思いますけども、本当にどこの事業者も運転者を出すことができなかつたのか、そういったことをお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

自治体ライドシェアを決断するまではあまり時間はかかりませんでした。4月1日の岐阜バス減便後、利用者から、通勤・通学や生活の足として支障が生じているとの声が寄せられました。

岐阜バスが減便となった朝・夜の時間帯は、タクシー事業者の繁忙時間と重なると考えられます。事業者を確認したところ、やはり人員に余裕があるわけではないとのことでした。また、わん丸君バスについても、昨年12月に再編を行ったばかりであり、その際、運転者の拘束時間の改正に対応するため減便しており、わん丸君バスで対応することは困難で、ほかのバス事業者についても同様の状況でした。

そのような状況から、一般ドライバーが運行可能な自治体ライドシェアの検討に至ったところです。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございます。今の答弁で今の質疑に対するものは理解しました。

今の答弁から、どこの交通事業者も今回、自治体ライドシェアに対して運転者を出すことは困難だよというようなことだったということで理解したいと思います。まさにこういった状況、もう二種の運転手がないんだということで、緊急事態になろうかと思えます。

そこで再質疑をさせてください。

今の答弁からも、本当に緊急事態だということなんですが、本市には福祉バスがあります。あれはあれで老人クラブだとか子ども会が、親睦会とかイベントで活用するという、本来目的があるんですが、緊急の事態になっていると思っています。

なので、市民の理解を得ながら、福祉バスとその運転者で対応するというのも、これも一つプロに任せる最終的な手段じゃないのかなというふうに思うんですけど、そういったことを今回提案されるまでに検討はされなかつたのかどうかということを再質疑したいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の再質疑にお答えをします。

福祉バス貸出し制度の趣旨は、公用バスの空きを利用し、福祉団体に貸し出すことにより、地域の増進を図るため、運行を行うものです。

そのため、各団体からは予約が入っており、平日の利用も当然考えられるため、自治体ライドシェアとして、平日、毎日の安定運行することが必須であるので、福祉バスでの対応というのは考えておりません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 答弁ありがとうございました。これまでの答弁で、この犬山市で本当に二種の自動車運転免許の所持者を確保するのは極めて困難ということは理解いたしました。

ですので、続いて要旨の2点目のほう、質疑をさせていただきます。

定時定路線での実施ということですが、予約制にしないのか。運転者数を完全に確保しなければならないけれども、確保ができないような事態、そういったことは想定しているのかであります。

まず、予約制にしないのかということですが、今回、私ちょっと一つ課題だなと思っているのは、定時定路線で運行されるんですが、私の個人的な意見ですけど、ライドシェアが一番不向きなものだと思っています。

というのも、ライドシェアというのは、運転者と利用者のマッチングなので、どちらかがいなければ不成立、そういったものだと思っています。ですから、予約制が基本で、ほかの自治体とかは予約制でやっているということですが、今回は内容が路線バスだよということで、大きく異なるということは理解しております。

ただ、予約を取らないもんですから、不測の事態に誰が乗車できなかったのか、誰にご迷惑がかかったのかということが分からないという問題があります。ですので、定時定路線ではあるんですが、予約制を併用するという考え方がなかったのかどうかということをお伺いしたいということと、あと運転者の確保ですが、これ今言ったように定時定路線ですので、必ず平日運行しなきゃいけないということで、月曜から金曜の5日間、これ1年間52週あって260日あります。国民の祝日を差し引いても250日間、朝と夜、大体必ず運行しなきゃいけないということですが、運転者が全く確保できないという日も出てくる可能性もあるのかなと思っているんですが、その辺の想定をされて準備をされているのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

定時定路線で実施するため、予約制は考えておりません。

路線バスと同様に、平日の朝、夜、毎日運行するため、運行事業者による運行管理の中で、運転者の確保を行いますので、運転者の確保できない事態は基本的に想定していません。仮に運転者が確保できない場合は、臨時的に運行事業者の運転者により代替をすることなどで、運行に支障がないよう心がけます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今の答弁で不測の事態も運行事業者のほうに合わせて相談をされるような形でやっていかれるということで理解しました。

3点目に移ります。運転者を6人と予定しているが、人数に根拠があれば伺いたいということですが、先に質疑しましたように、プロの専属のドライバーというふうではないという部分があります。先ほど申し上げたように、250日間、朝と夜ということで、枠では500枠を6人でやっていくということになると思います。

1人当たりの週の担当が1回から2回程度に計算上なるので、妥当と言えども妥当なのかなと思う部分もあるんですけど、先ほど不測の事態は事業者のほうで確保してもらうことも想定しているということだったんですが、この6人とした理由、根拠がもしあれば伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

6人とした理由ですが、運行時間を朝は6時から7時半まで1時間30分、夜は午後6時から7時半までを1時間30分を予定しております。

そのため、運行前後の30分ずつの合計1時間を準備の時間として含めると、運転手の勤務時間は朝2時間半、夜も2時間半の勤務時間となります。

1人当たり週1から2回程度の運行に加え、急な病気など、不測の事態に備えた代替人員を含めると6人程度が妥当だと判断しました。

今後、応募人数や運行事業者との協議により、細かいことは決定していきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。理解しました。

1点、今運転手さんの話を聞いて、再質疑をお願いしたいと思います。

まだ募集してないので、募集した際の感触というのは不透明だと思うんですが、運転者の募集範囲について、これを犬山市民に限定するのか、そういったことを限定せずに広く募集するのか、お考えがあれば伺いたいということと、あと、この運転者を募集する際に、安全の担保をどういうふうにするのかということ、3号ライドシェアの場合だと、事業者によっては運転者に運転経歴証明書を持ってこいということ、安全を担保されているようなこともやっておられる会社があるということですが、そういったものの提示だとかということ、それを求めていくようなお考えがあるかどうかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の再質疑にお答えをします。

運転者の募集範囲を犬山市民に限定することは考えておりません。

また、経歴の証明書のほうは、こちらのほうは求める予定であります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今そういった安全の配慮もしながら募集をされるということで理解をしました。

4点目になります。運転途中でライドシェア車両に不具合が生じた場合、運転者に体調不良が生じた場合の取扱いをどうするのか。また、運転途中での定員オーバーの対策をどうするのかであります。

これは定時定路線の性質上、必ず運行を完遂しなきゃいけないということで、予約がない日に今日は運休というわけにはならないということであります。

そういうことだと、車両交換だとか、運転手の体調不良で代理の乗務ということも考えなければいけないのかなというふうに思っております。あと車両サイズから考えると、今の岐阜バスの路線を走ってきた場合には、前原や犬山ニュータウン辺りで8名超えてしまう、8名、9名超えてしまったということで、乗り切れないというような場合も考えられるんですが、その辺の対策というものも検討をされながら、準備をされているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

非常時の対応ですが、車両の不具合等で使用できない場合は、交通事業者に代替車両を用意していただくことと、そのほかに緊急用として公用車のミニバンを登録することも考えています。

次に、運転者に体調不良が生じた場合ですが、1回の運行時間は1時間30分程度と短時間であり、運行前の点呼の時点で把握できるのではないかと考えます。

それでも病気等で急に運転者が欠けるときは、基本的には6人の中で対応します。それができないときは交通事業者で対応することになります。

乗車人数が定員以上となった場合には、基本、事業者が用意する車両で追走しますが、事業開始直後は、乗車人員が読めないのので、ハイエースと予備の車両の2台で並走するなど、しばらくは様子を見ることを考えています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今も対策をそれぞれ検討されながら準備をされているということなので理解はしましたが、1点だけちょっと指摘をさせていただきたいのが。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員、質疑だから指摘は駄目です。

◎5番（小川隆広君） 分かりました。それでは、再質疑させていただきたいんですが、今回、タクシーがないからライドシェアにされているわけで、事業者のほうで本当に出せるのかということもあるかと思えます。今、その場合は、公用車でということもあつたんですが、タクシーを要は代走で使うというのは難しいかと思うんですが、その辺については、お考えがあれば。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の再質疑にお答えをします。

こちらのほうもタクシーではなくて、事業者のほうの予備の車両を確認しておりますので、そちらのほうで対応していただくこととなります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。理解しました。

続いて、5点目です。ライドシェア車両で無償にできた理由を伺いたいんですが、全員協議会資料の23ページのほうに、「株式会社トイファクトリーから無償リースを予定」と書いてあるんですが、単刀直入に、この無償でリースできた理由について、お伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

車両については、輸送力を考慮して10人乗りのハイエースで実施したいと当初から考えていました。しかしながら、トヨタ車を扱うディーラーに確認したところ、豊田自動織機の認証不正問題で、ハイエースは受注を停止しているとのことで入手できないことが分かりました。

そこで、リースを検討する中で、トイファクトリーに相談する流れとなりました。トイファクトリーは、キャンピングカー製造のノウハウを生かし、災害時に活躍する行政向け特装車両の開発を多数行っています。その中でもハイエースの住民乗りワゴン車をベースとして、取り外し可能な脱着シートなどが設置され、公共交通としての利用のほかに、荷物輸送やイベント時の受付や事務処理用など、多種多様なモードチェンジが可能となるマルチパーパスモビリティ、マルモビを製造販売し、幾つかの自治体と協定を締結し、取組を進めています。

犬山市が今回の公共交通の課題に対応すべく、自治体ライドシェアを検討していることについて、市長自ら相談申し上げたところ、共感をしていただきました。トイファクトリーとしては、様々な利活用の在り方を犬山市が実際に運行、運用することで、一緒になって検討、検証が可能となることから、令和8年3月までの約1年半の無償リースを決定していただきました。

よって、市としましては、運行に支障のない範囲で、例えば休日のイベント等に利活用することや、PR展示することなどを積極的に取り組んでいきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。市長が声をかけて何とか車両を確保していただけたということで理解をしました。

最後、要旨の6点目になります。今回の提案された定時定路線のライドシェア、これはいつまで続ける予定であるのか。今後、地域公共交通計画を見直す考えはあるのか伺いたいということですが、今日、様々な質疑をさせていただきましたが、定時定路線をライドシェア

でやるということは大変大きなリスクだと思っています。ただ、それを今、すごい細かく準備をされているということは、今の一問一答で理解しました。

ただ、急場しのぎでこれに頼らざるを得なかったからこれでやるということだと思っておるんですが、戻せるものなら戻せるタイミングで、路線バスに本当は戻したいというところが、地域公共交通計画の理念に沿った考え方だと思うんですが、今の段階でこの定時定路線の自治体ライドシェア、これをいつまで続けるのか、考えがあればお伺いしたいということと、また、このような議案が今回出てくるということ自体、冒頭でもやり取りした中で緊急事態だというふうに認識しているんですが、つくって間もない地域公共交通計画になるんですが、これを見直しをしていくという考え方があるのか、合わせてお伺いをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

今回、関連予算がお認めいただければ、12月1日は日曜日なので、12月2日の運行開始を目指し、各種準備を進めています。

また、債務負担と運行車両の無償リースは、令和8年3月末までとなっておりますので、そこがひと区切りと考えています。

運行を進める中で、乗車人数や運行に関する課題などを検証しながら、それ以降の運行の延長については判断していく予定です。

自治体ライドシェアが、犬山市の公共交通に適するかどうかを検証しつつ、地域公共交通計画の見直しについては、必要に応じて判断していく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件質疑させていただきます。

全員協議会資料の16ページ、議案書では8から9ページになりますが、歳入、15款3項3目の国庫委託金についてです。これは「消防団の力向上モデル事業」の事業が不採択となったことによりなっていますが、この申請の経緯と、不採択になった理由について質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） 光清議員のご質疑にお答えします。

今回、減額補正をさせていただきました国庫委託金については、今年1月に総務省消防庁から出された委託事業でございまして、当方は2月に消防団アプリ導入事業ということで申請をさせていただきました。年度が替わったこの4月に、残念ながら不採択の通知をいただいたものでございます。

本事業の採択の状況は、全国で97の事業が採択される結果でした。不採択となった理由を考えるに当たり、採択した事業を確認させていただきますと、当方と同様のデジタル化事業

の採択も若干はありますが、全体的には消防団のイメージアップを図るもの、あと消防団の活動力強化につながる事業、あと消防団員の入団促進につながる事業などが多く採択されており、単に資機材やアプリを整備するようなハード整備事業は採択されにくかったのではないかと、このように分析させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 私からは第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から2件、お聞きをしたいと思ひます。

1件目は、自治体ライドシェア事業についてでございます。通告で幾つか出してありました。そのうち、運行負担金について、先ほど畑議員のほうからの質疑がありまして、あんまり細かいことは、入札か何かに支障があるという返答でございましたので、時給換算という話はお聞きをいたしません。

それから、募集のところ、市が行うということなんですが、ここについては、小川隆広議員の中でも、運転手は市内に限定しないよとかいう話もございました。したがって、年齢制限、その他の今言われた市内限定しないということ以外で、条件等を想定してみえましたら、その件についてお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

年齢につきましては、26歳以上75歳未満を想定しています。また、事故のリスク軽減の目安として、自動車の任意保険は年齢条件により金額が異なるのが一般的であり、それを参考として、下限は26歳以上とし、上限は運転免許証の更新の際、認知機能検査や運転技能検査が必要ない75歳未満としております。条件については、普通自動車第一種運転免許を取得していて、心身ともに健康な人となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。2点目です。お伺ひしたいと思ひます。

全員協議会資料では23ページの最後のほうになります。直接的にはあんまり関係ないかもしれないかもしれませんが、来年度の要求額というのが760万円という記載がございます。当然、今年度を買って、来年度は買わなくてもいいというのが幾つかあるかと思うんですが、何となくその差額が少ないのではないかとお伺ひしておりますが、その辺の考え方等についてお伺ひをいたします。よろしくお願ひします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 小川議員の質疑にお答えをします。

来年度の債務負担行為763万2,000円のうち、多くが負担金であり、630万5,000円を占めています。その負担金の主なものとしては、運転者の給与や交通事業者が行う運行管理、安全

教育、事務管理費としています。そのうち運転者の給与や運行管理、事務管理費などは、令和6年度の4か月から令和7年度の12か月と、期間に応じた金額を計上しております。

一方で、安全教育費は運転者の採用時に発生するものとしており、令和6年度に6名分計上していますが、令和7年度は急な退職などを考慮し、3名分の計上としています。このため、令和6年度と令和7年度のコリ額のコリ率が、実施期間の長さのコリ率とは異なっていますので、ご理解をお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。では、2件目です。橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託の件でございます。

先ほど畑議員から聞かれたことは、ほとんど重複しておりますので、1点だけお聞きしたいんですが、当初予算をチェックされたときに、建築技術者の介入があったのかどうかの1点のみをお聞きしたいと思います。あったかなかったかだけで結構でございます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 小川議員のご質疑にお答えします。

対象となる工事の見積りについては、都市整備部の支援、ご協力をいただきながら進めております。建築技術者にチェックを受けておりましたけれども、設計委託料の算出に関しては、入力項目のチェック程度で入力した数値のチェックまでは受けていなかったのではないかと考えます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 私からも第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について、1点、お尋ねをしたいと思います。

全員協議会資料22ページ、自治体ライドシェア事業についてお尋ねをします。

これは岐阜バスの路線の減便によって、この自治体ライドシェアを行うということで資料を読ませていただきました。

昨年12月に、わん丸君バスの減便が実は行われていて、一部の区域で、朝、時間帯が減便となって、病院の時間に間に合わない、そういうような地域があります。今回のライドシェア事業は、ほかの地域では考えていないのか、わん丸君バスの減便で困っている市民への対応はどのように考えているのかお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 玉置議員の質疑にお答えをします。

今回の自治体ライドシェア事業は、朝・夜の時間帯の岐阜バスの減便に伴い、緊急措置的にその代替手段を確保するとともに、自家用有償旅客運送が犬山市の移動手段として適するものかどうかを検証するという2つの目的があります。

本来であれば、地域公共交通計画に位置づけ、実施すべき事業ではありますが、令和6

年に策定した同計画には位置づけはありません。しかしながら、岐阜バス路線の減便となった朝・夜の時間帯において、交通空白時間帯として、地域公共交通会議で認められれば、本事業は可能となります。

このことから、現時点ではほかの地域で自治体ライドシェアを実施することは困難であると考えますが、2つ目の目的である、将来の犬山市の移動手段として適するか検証をしていきます。

一方で、昨年12月のわん丸君バスの再編では、運転者の拘束時間帯の改正に対応するため、利用者が少ない朝と夜の便を中心に減便を行いました。このことにより、これまで利用していた時間帯が減便となり、困っているという声も少なからず届いており、課題として認識しています。

運転者の拘束時間帯等から運行ダイヤの幅は決まっておりますが、地域の声などを聞きながら、次回の令和8年の再編に向けて可能な限り検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番、丸山幸治です。第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）より1件、質疑させていただきます。

4款1項4目コロナワクチンについて、議案書12、13ページ、全員協議会資料20、26、27ページでございます。コロナのワクチンと言え、こぞって最初の頃は予約殺到というような状態だったと思うんですが、次第に緩やかになり、最近では話題もあまり聞かなくなっているように感じております。

当市のコロナワクチンの接種者数についての推移をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 丸山議員の質疑にお答えさせていただきます。

コロナウイルスワクチンの特例臨時接種は、令和3年2月に始まって、令和6年の3月末をもって終了し、7回の接種を行いました。少し長くなりますけれども、よろしく申し上げます。

まず、1回目接種した人は6万1,510人で、接種率については、国の公表時の算出方法と同様に算出しますと、全体として84.57%、65歳以上に限定した場合は95.63%、2回目を接種した人は6万1,256人で、接種率は全体で84.22%、65歳以上で95.46%、3回目接種した人は5万1,953人で、接種率は全体で71.43%、65歳以上では92.64%、4回目を接種した人は3万3,897人で、接種率は全体で46.6%、65歳以上では85.06%、5回目接種した人は2万1,697人で、接種率は全体で29.83%、65歳以上では73.15%、6回目を接種した人は1万3,934人で、接種率としては全体で19.16%、65歳以上では54.96%、7回目を接種した人は8,914人で、接種率は全体で12.26%、65歳以上では37.21%となっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 1番 丸山幸治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 私からは第54号議案で1件、質疑の予定でしたが、議長、すみません、先ほどの畑議員からの答弁で確認をできましたので、この子ども未来園の解体工事設計事務委託料についての質疑は、取下げをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 分かりました。

続きまして、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第54号議案から1件と、それから第55号議案について質疑をさせていただきます。

ではまず、第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について、4款1項4目の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、全員協議会資料の26、27ページを参照して聞いていきたいと思えます。

先ほども丸山議員のほうから説明がありましたけれども、今回はこれまで特例臨時接種だったのが、今年の秋から冬に定期接種になっていくということと、それから、これまでは無料だったわけですが、自己負担が発生してくる、こういった準備のための補正としては理解をしております。

まずお伺いしたいのは、国からこの計画が示されたのはいつかということと、それから2点目として、このコロナ感染症は2類から5類になってからあまり情報が出されておられません。でも、変異を繰り返すということが非常に大きな特徴だと思っております。最近のこういった株の特徴などについてはどうなっているのか。

それから、死亡者数についてはどのくらいになっているのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の定期接種についてですけれども、コロナワクチンの定期接種実施に関する計画については、令和5年11月27日に開催された自治体説明会で示されております。

2点目として、病態などについてなんですけれども、東京都の健康安全研究センターの調査によりますと、令和6年5月現在、感染の8割以上はJN.1株が占め、これまでのワクチンに対する高い抗体回避能力を有しているというふうに確認がされております。

それと、死亡者数についてですけれども、これは国の資料によりますと、令和4年は4万7,638人、令和5年では3万8,080人となっております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。では、再質疑をさせていただきます。

定期接種にワクチンがなくなっていくんですけれども、今度、この使用されるワクチンというのは今、JN.1株とおっしゃいましたけれども、こういった株に適用できるタイプのものなのかどうか1点。

それから、対象は、65歳以上の高齢者、そして基礎疾患を有する60から64歳の方ということで、高齢者が中心となっていくんですけれども、自己負担額が1,700円と書いてありますが、先ほどの答弁では統一価格で協議されているのは2,000円ぐらいになりそうだというこ

とです。それ以外の人たちというのは、生活保護者だったり、そういった特別な人以外の人は任意の接種ということで、全額負担ということで、ここにも1万5,300円というふうにあつて、これは非常に高いなというふうに思うんですけども、この価格というのはどのように決められたのかが2点目。

それから3点目として、ワクチンの扱いというのは、これまでとどう変わるんでしょうか。これまでは市が管理して、各医療機関に配布するということをやっていたので、特別な冷凍庫なんかも持っていたと思うんですけども、そういったことについてお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の再質疑にお答えします。

まず、1点目のワクチンのタイプですけども、定期接種で使用するワクチンについての詳細についてはまだ示されてはおりません。

ただし、JN.1系統への中和抗体を誘導する抗原を含むものを用いるという方針がなされております。

2点目の接種費用の1万5,300円なんですけども、こちらのほうは国が製薬会社から聞き取りを行った希望小売価額を基に示されている額となっております。

その内訳としては、ワクチン代が1万1,600円、医療機関の手技料、技術料ですね、こちらが3,700円ということで、合計1万5,300円というふうに示されております。

ワクチンの取扱いについてですけども、この部分についてもまだ特に示されてはおりませんが、今のところほかのワクチン、インフルエンザ等と同様に、製薬会社から医療機関がワクチンを購入して、直接医療機関に納入される流れになると考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。まだ、なかなか決まっていない部分も多いようでございます。

再々質疑をさせていただきます。

接種時期については秋から冬となっているんですけども、これも具体的に日程は決まっているのかどうか。

2点目として、全体の補正額は1億2,410万円となっておりますけれども、このうちの国庫補助金が7,304万円ということで、そうすると、その差し引いた約5,100万円というのが一般財源、市の負担ということでいいのかどうかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

まず、接種時期については、秋接種ということまでは出ていますが、具体的な日程についてはまだ示されてはおりません。

また、こちらのほうを示されれば、広報、ホームページ等でお知らせのほうをしていきたいというふうに考えております。

それから、今出ている7,300万円ほどの国庫補助があって、その差額についてですけども、こちらのほうは一般財源での負担といったところになっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。では、引き続きまして、第55号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の28、29ページをご参照ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する事業ということであります。

先ほどの後期高齢者のほうとも少しかぶるところがあるんですけども、マイナンバーカードがまだそんなに十分普及していないのに、この健康保険証と一体化するということではいろいろ問題が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それで、内容としてはまた、加入者情報のお知らせとか、資格確認書、資格情報のお知らせの交付などと、様々なこと、それから、システム改修もあるようです。

そこで、質疑いたします。

まず、この12月1日までに発行された被保険者証の期限がいつかということと、それから、あとこの内容のところに細かく示されている数字ですね、9,000件とか、あと資格確認書で1,500件、それから資格情報のお知らせが2,000件とありますが、これは人数なのか世帯なのか、そういったことも含めてお示しいただきたいと思っております。

それから、3点目として、資格確認書の使用期限というのは何年かお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の質疑にお答えさせていただきます。

大変申し訳ありません、1点目ちょっと聞き漏らしてしまったんですけども。

◎議長（柴田浩行君） 確認でもう一度、岡村議員お願いします。

◎12番（岡村千里君） 12月1日までに発行された被保険者証の期限について確認をさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、岡村議員の質疑にお答えさせていただきます。

12月1日に公布している被保険者証については、令和7年の7月31日までが有効期限となっております。

それから、件数についてなんですけれども、まず加入者情報のお知らせは、これは世帯ごとの発送となります。国民健康保険加入者件数を基に9,000件、要は9,000世帯といったことで取っていただければいいと思っております。

それから、資格確認書と資格情報のお知らせ、両方で3,500円ということになっています。これは、12月2日以降に新たに国民健康保険に加入する人や、保険証の紛失などによる等、一定の余裕、要は印刷ミスとかテスト印刷、それから年度切り替わりの予備などを含め、これを3,500円と推計しています。

そのうち資格確認書は、現在、マイナ保険証を持っていない人の割合37%を考慮して、1,500円、資格情報のお知らせについては、マイナ保険証を持ってる人の割合63%を考慮して2,000件というようにしております。

資格確認書の有効期限については、令和7年7月31日、同じなっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑させていただきます。

システム改修についても937万7,500円が計上されていますけれども、これはこれまでの会社で対応していただくということでいいのかが1点。

それから、業務量として加入者情報のお知らせや、資格確認書の交付など、非常に仕事量としては多くなるとおられるんですけども、このような仕事をどのような職員体制で実施する予定かお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 岡村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、システム改修については、こちらのほう、今のシステムを改修するもので、新規となりませんので、現行システムの委託業者で改修のほうをする予定でございます。

あと体制については、現行の体制の中で対応をしていくというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再々質疑をさせていただきます。

マイナ保険証を巡る様々なトラブルというのが医療機関でも相次いでおります。一時はひどい状況で、他人の医療情報のひもづけなどがあつたりして、非常にひどい状況もございました。

そういった中で、マイナンバーカードの有効期限というのは10年だと思うんですけども、こういった利用者の証明というのは、5年というふうに思っています。そういった中で、今後、最初はいろいろ丁寧にお知らせが来るんですけども、申請ですとか、それから更新、これを忘れてしまったりとかできなかったというような場合、保険料を支払っていても無保険の扱いをされてしまう、そういったことが出てくるのではないかなと心配しますが、その点はどうかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） では、岡村議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

マイナ保険証の手続やなんか忘れる形で、資格があるにもかかわらず、医療機関で資格確認ができない場合は、これは保険証を忘れて医療機関にかかった場合と同じ扱いとなります。

かかられた医療機関によって対応が異なる場合もありますが、基本的には後日、手続をしていただいて、償還払いといったようなふうになります。

また、マイナ保険証の機能が使えないが、すぐに医療機関にかからなければならない場合

は、申請をいただくことで、資格確認書を交付する予定です。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、歳出のほうで、2款1項11目の自治体ライドシェア事業について、4件伺いたいと思います。全員協議会資料は22、23ページ、議案書は10ページ、11ページとなります。

まず、1つ目ですけれども、運行時間が6時半から、朝と夜ですけれども、平日は6時から7時半で、18時から19時半という運行予定になっています。それ以外の時間についても、車両はリースということですので、市が基本的には管理しているものと思います。その時間の活用法、ほかに何か活用する方法は考えていらっしゃいますでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の質疑にお答えをします。

詳細についてはこれからですが、イベントでの啓発や受付ブース、救護所などの利用が考えられますが、今後、全庁的に照会を行い、利活用について検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。選挙の投票所、期日前投票所なんかいいかなど、車を見た瞬間には思ったんですけれども、いろいろ活用を考えていただければと思います。

2件目です。わん丸君バスは広告を掲載してるわけですけれども、このバスについてはどうお考えでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の質疑にお答えをします。

広告の掲載につきましては、今回運行に使用する車両は、トイファクトリー所有の無償リースのものとなりますので、わん丸君バスで実施しているような車体広告は現在のところ考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけれども、それは無償リースの条件ということでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質疑にお答えをします。

こちらは特にそういった条件はないんですけれども、無償でこちらとしてはお借りをしておりますので、そこで金額等、広告収入が発生したときに、それをどうするかという部分もありますので、今後、こちらとしてもいろいろ検討はしていきたいんですけれども、現在のところ、こういった車体広告のほうは考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 収入の部分はしつこく聞きたいと思うんですけども、それは自主的に無償だからトイファクトリーさんに配慮してということでしょうか。再々質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えします。

こちらは今おっしゃられたとおりになんですけれど、無償でやっぱりお借りしておりますので、こちらとしては、それによって出た広告収入を、やはりこちらで受け取ったりということは、相手方に失礼に当たりますので、現在のところ考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 失礼とは思わんというか、その辺の関係をしっかり考えていただければと思います。

3件目です。車両の保守点検、メンテナンス、よくリースの場合は、そのどっちがやるかということ、メンテナンスリースという契約もあつたりするんですけど、どういう形で今想定しているんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の質疑にお答えをします。

車両の保守点検につきましては、基本、通常のハイエースと同様のメンテナンス、点検項目となりますので、運行事業者の指定工場を見て行っていただくことを考えています。

一方、車両は架装車両となりますので、故障した際の修理など、場合によってはトイファクトリーにお願いすることもあるかと思いますが、詳細は今後協議していきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけども、運行管理者の指定工場ということは、入札になるんですかね、取りあえず。そこで入札の中の条件とか仕様書とかに入れるということなわけですよ、今答弁があつたということは。

故障があつた場合ということなんで、保険とかは、これは市で加入するんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

保険のほうは、こちらの市のほうで加入することとなります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） そこは運行管理者ではないということですね。運行管理者に運行は委託するけども、その責任は市が負う形と、保険は市が入るということですね、理解しました。

4件目です。運賃について、ちょっと気になることがありまして、いろんな資料を調べてみました。ちょっと整合性つかないというか、大丈夫かなと思うところがあつたんで、まとめてお聞きしたいと思うんですけども、まず記者会見資料を見ると、運賃については、公共交通会議で協議し、決定という記述がありました。

ただ、今回上程されている第46号議案のほうを見ると、附属機関の関係の条例案です。そこには運賃の場合は、今までは地域公共交通会議でやっていたけども、そこには複数の事業者さんがいらっしやって、運賃をそこで協議をすると、独禁法のカルテルに該当する可能性があるということで法改正があって、それに基づいて、運賃については別の附属機関をつくと、それが地域公共交通運賃料金協議会というものをつくるという議案がありました。ということは、この記者会見資料はちょっと記述の間違いとかだったのかなと思うんですけども、そこで、議会のほうに出てきた全員協議会資料を見ると、書いてないんで、協議しなすどしか書いてなかったんで、それがちょっと記者会見資料のほうは違ってたのかなと思うんですけども、そこもちょっと答弁の中で触れていただければと思います。

さらに、協議会のほうは、全員協議会資料の4ページのほうに書かれていますけども、複数の運送事業者を委員とせず、個別に運賃を定めようとする事業者だけを委員として設置するものということが書いてあります。それは独禁法に該当しないようなやり方ということになるわけですけども、ということは、事業者が入札で決定されなければ、それを開くことができないということなんで、さっき答弁の中では運賃300円を想定ということがあったんですけども、ただ、それも協議しないといけないということですよ。じゃないと、今回議案を通して、その協議会ができるということは、そこで、まず、入札をする。さっき予定価格という言葉があったんで、入札ということだと思っんですけども、入札をする。その後に事業者を決定する。地域公共交通会議を開く。

さらに、補正予算も歳入として組む必要があるんじゃないかなということを考えていくと、スケジュール12月って本当に間に合うのかなということがかなり心配だなと思いました。

一つ一つ、入札ということも議会で今、予定価格という言葉がやっと出てきたんで、入札するんだということが分かったんですけども、全員協議会資料とかには書かれてない状態。ただ、5月30日の朝日新聞を見ると、そこには、事業者は入札で決定する予定と書かれていましたので、コメントというか紹介として、入札するんだということを思いました。さらに、補正予算を組んでいくとなると、スケジュールは本当に大丈夫かなと思うんですけども、今、どのような検討状況でしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の質疑にお答えをします。

まず、自治体ライドシェアの運賃に関しては、今回上程してあります第46号議案にある犬山市地域公共交通運賃料金協議会ではなく、地域公共交通会議で協議を行うこととなります。これは令和6年4月26日に国から、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインが示され、地域公共交通会議で協議する事項に、自家用有償旅客運送の運賃、いわゆる今回のように白ナンバーで運行する自治体ライドシェアの運賃が示されました。

一方、第46号議案にあります、犬山市地域公共交通運賃料金協議会では、緑ナンバーで運行する交通事業者の路線バスやコミュニティバスであるわん丸君バスの運賃を協議する場となります。このことから、繰り返しますが、自治体ライドシェアの運賃は、犬山市地域公共交通運賃協議会で協議する案件ではないこととなります。

次に、スケジュールですが、本議会で補正予算を審議していただくことに並行して、6月21日金曜日に、地域公共交通会議で議論していただきます。議会と地域公共交通会議の両方でお認めいただきましたら、7月には事業者の決定、9月には運輸局への届出、運転者の募集、11月頃に車両の納車を行い、12月2日月曜日から運行開始といったような流れを想定しております。

最後に、運賃収入については事業者が受け取りますので、毎月の運行負担金から運賃収入を差し引いて支払います。よって、運賃収入に対して補正予算は組まないこととなります。こちらは現在のわん丸君バスも同様となっています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。流れは分かりました。それで何とかいけそうだなとスケジュール的には思ったんですけども、ただ負担金の関係で、さっきの答弁の中では、給料とか備品とか消耗品とかという経費を計上して、収入を差し引くという順番の答弁があったんで、今回の負担金については収入見込み分というのは入ってるのか入ってないのかについて、再質疑で確認したいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

再 開

午前11時43分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再質疑にお答えをします。

運賃収入につきましては、先ほども1乗車300円を想定ということでお答えをしたんですけど、1乗車300円の10人の77日分、12月から3月分で祝日は除くということで77日分で合計23万1,000円を計上してあります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑ですけど、計上してあるということは、今回の負担金に入っているということになると。ただそれが資料に書いてなかったのはなぜなのかな。300円を想定というのも、ここで答弁があって知ったので、もう決まっているのであれば、最初に全部書いておいていただいたほうがいいと思うんですけど、それがなぜか。資料を作ってから決まったのか、それか、今、可能性として答弁しているだけなのかというところと、それが一つ、再々質疑です。

それともう一つは、地域公共交通会議のほうで料金を決めていいと、ということが法律と

どうか、国のほうから、示されたと、その基準が。ちょっと懸念があるのは、そこで複数の事業者さんがいらっしゃって、料金が決められる。利害が衝突するような場面もあるとは思いますが、あくまで廃止路線の補充なんで、そこを競合しないという判断でそういうことになったんだと思うんですけど、入札の関係で負担金もその入札の中に入るわけですよね、条件の。そこは料金はもう地域公共交通会議で決めた上で入札をかけるのか、その順番はどっちが先になるんでしょうか。事業者の競争の自主性ということがある程度担保されないといけないと思うんですけども、そこは順番はどうするのか。入札の料金決定は後なのか先なのかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

こちらのほうは運行負担金のほうには当初から入っております。こちらのほう、内示書の入力の中でも、金額のほうは入れてありますが、こちらの全員協議会資料のほうにはまとめて運行負担金という形で表示がしてあります。

続きまして、入札の関係なんですけれど、こちらのほうは、地域公共交通会議のほうでは、この負担金もひっくるめてという話になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員が聞いているのは、入札後になるのか、その順番を確認してらんであつて。

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

再 開

午前11時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

運行負担金の詳細なんですけれど、運行負担金の内容としては、運転者の給与、運行管理や安全教育、事務管理費などが入っております。

それで、運賃のほうなんですけれど、運賃のほうは、こちらのほうの運行負担金から差し引くということになっております。ですので、運行負担金の中に運賃のほうは加味がしてあります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

再 開  
午前11時52分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

運賃のほうなんですけれども、こちらのほうは地域公共交通会議で決まってから、その後、入札のほうを行います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

再 開  
午前11時53分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

以上で、通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。議案質疑の途中ですが、午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めさよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

再 開  
午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。高木健康福祉部長より先ほどの増田議員への答弁内容について発言を訂正したい旨、申出がありましたので、許可いたしました。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） それでは、増田議員の議案質疑の中で、現在のコロナワクチンの負担金の算出の中で、接種委託料が1万5,300円引く国の助成金が8,300円で、引いた金

額が7,000円と申し上げなきゃいけないところ、1万7,000円と申し上げました。掛ける25%で1,700円ということですので、訂正のほうよろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員、よろしいでしょうか。

それでは、第2類の議案質疑を続行いたします。

発言を求めます。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から1件、質疑させていただきます。

10ページ、11ページの3款2項2目保育所費の中で、橋爪・五郎丸子ども未来園解体工事設計業務委託料122万9,000円の増額なんですけど、午前中の畑議員の質疑の中で、なぜ追加なのかということと、それから橋爪のほうが減額になった理由というのは伺いました。

これ1件、質疑させていただきますが、まず、これは明細で橋爪のほうで292万6,000円、五郎丸のほうで190万3,000円、合わせて482万9,000円が出てきておりますけれども、これは契約は2園一緒に1社でなのか、それぞれの2件の契約なのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

契約は2件になります。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑です。

ちょっと私、橋爪、五郎丸というのは前を通っただけで、中に入ったことございませんので、中は詳細知りませんし、技術的なことも分からないんですが、橋爪のほうで292万6,000円、五郎丸のほうで190万3,000円と、約100万円の差があるんですが、この差は何が違うんでしょうか、教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 鈴木議員の再質疑にお答えします。

五郎丸子ども未来園は鉄骨造で、橋爪子ども未来園は鉄筋コンクリート造と構造が違いますので、このような金額になっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 第54号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号）の中で、自治体ライドシェア事業、全員協議会資料の22、23ページで質疑をさせていただきたいと思っております。

午前中の質疑やその答弁を聞かせていただいた中で、自治体が進める事業ですので、当然ながら安全な運行、そして安定的な運行が高い水準で求められる事業だというふうに思います。その中で書いてありますように、運転手の雇用や、運行及び車両の管理を交通事業者が

行う。この事業者協力型自家用有償旅客運送という名前が付けられていますが、そういう点では高い水準を満たしていく上で事業者の選考、選定が非常に大事な、言ってみればネックだというふうに思っています。

当然ながら私は、入札による事業者の決定は無理だろうというふうに思っていますが、事業者を決めていく上で、選考基準、選定基準、これをやはりしっかりしたものにしていく必要があるし、その上での契約を、適切な契約を結んでいくことが大事だというふうに思っていますが、そういう点で、選考基準や選定基準、そして契約の内容の主なものについては、どのように考えてみえるのか。

当然のことながら、複数の事業者と私は事前に様々な協議を行って進めていく必要があるというふうに思っています、少なくとも2社から3社、もしくは4社の市内外を含めた事業者と協議を進めていくべきだと思いますし、先ほども答弁では7月に決定したいと言っていましたので、既に内々でそういった打診や協議は開始されているのではないかとというふうに思っていますが、そういう点でやはり適切な契約を結ぶ上での選考基準、選定基準についてはどのようにお考えか答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡議員の質疑にお答えをします。

こちらのほうは、今議員もおっしゃられたように、安全・安定という部分が第一ですので、犬山市内を営業区域とする交通事業者、タクシー事業者であったり、まだ検討はしているんですけど、バス事業者であったり、そうしたところで指名競争入札を予定をしております。

それで、こちらの各事業者には、この事業を補正予算で上げるよという段階で、事前にこういった部分で始めますので、議会のほうが通りましたら、入札の際は、参加をしてくださいねということで、事前に説明等はしております。

細かい基準なんですけれど、こちらのほうは、先ほども負担金のところでいろいろご説明をしたんですけど、こちらとしては各項目で入札のほうを行いますので、細かいこういう何ていうか金額の基準は特に出さないんですけど、こちらとしては安全教育であったりとか、あとはいざというときにすぐ駆けつけるようなことだったりとかということで、やはり市外でかなり遠いと、そういったところでもできませんので、犬山市を営業区域としている、先ほど申し上げた事業者のほうで入札のほうを行う予定です。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 2点ほど再質疑をさせてほしいんですが、事業者を決めていく上でと言いますか、事業者にお願いする中で一番大事なのが、これから運転に入るよという前の事前のアルコールチェックを含めた、運転手の健康管理を含めたチェックというのは何て言うのか知らないんですけども、運転に入る前に必ず事業者は、運転者のチェックをする必要があると思うんですけども、それを要するに、この車のですね出発地点で私はそれをやる必要があるというふうに思っていますが、当然、幾ら犬山市が営業地域であったとしても、遠い事業者のところまで運転手が行ってチェックを受けて運転業務に入るというのは、それ

ができる事業所と、それはできないぞという事業所があると思うんですけども、そういうことで、事業者を選定するときに、格差があつてはいかんというふうに思っています、私はそういう面で言えば、遠隔チェックも含めて、例えて言えば犬山市のこの駅の近く、もしくは市役所の一角に、そういうこれから運転するよという運転手をチェックできるスペースなり、そういう例えば遠隔チェックも含めて、そういうことができる機器も備えるということも一つの方法かなというふうに思っていますけれども、いわゆるこの車の発着場ですね、発着場の事前チェックのスペースと言いますか、その機能のあるものを備えたところが必要だというふうに思っていますが、それはどういうふうに考えているのかというのが1点と、それから、もう1点は、先ほどの答弁の中で、最終的に様々な事故に対して事業者がもちろん対応していくという答弁があつたんですけども、最終的にこれがあの保険という話になってきた場合に、保険は犬山市が契約者になるという答弁がありました。この話を聞いて、ああそうか、そうだなと実は思ったんですけども、事業者が保険の契約者になるのではなくて、犬山市が保険になったほうが、やはり全ての様々な事故や事件や、どう言ったらいいんですかね、いろんなことに対して市民の安心感も含めて、最終的には犬山市が、公としてやる、何ですか、自治体ライドシェアなんだから、犬山市が責任を負うんだということになっていくのかなということで、最初は違和感を持ったんですけども、最終的にはそのほうがベターだなというふうに今は思っているんですけども、そのことに関して、どういう検討がされて、やっぱり犬山市が保険の契約者になろうという判断に至ったのか、その2点、聞かせてほしいんですが。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 岡議員の再質疑にお答えをします。

事前の点呼なんですけれど、こちらは近い事業者であれば、そちらの営業所のほうでできるんですけど、離れているところでは、先ほど岡議員もおっしゃったように、遠隔の点呼、リモート点呼というものがあります。そちらのほうできちっとそうした機器を備えて、チェックのほうをしていく予定です。

それから、2点目の事故の対応なんですけれど、こちらはあくまでも市が運行の事業者ということで、最終的には当然、市のほうの責任になります。運行管理等は交通業者に委託をするんですけど、最終的な何かあつた場合の責任というものは、当然市のほうになりますので、市のほうで保険のほうを加入をします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございますか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 関連質疑ということで、2点お願いしたいと思います。

ちょっと委員会が一緒になってしまうんですけども、ちょっと関連でここでお尋ねしたほうがスムーズかなと思いましたので、お許しいただきたいと思うんですが、畑議員の質疑に対する副市長の答弁の中で、橋爪、五郎丸子ども未来園の解体工事の設計業務委託料の関係ですけども、他人事ではなくて自分事として考えることが対策だということがあつたんです

けども、それが誰にかかるのか、全体に対する精神的な話なのか、もしくは上司の方がチェックする仕組みをつくっていく、でも今それがあると思っていたけど、それだったら上の方々が、他人事で考えてたのかなという意味なのか、ここは全体の組織統制に関する問題なんで、ここでお伺いしたいと思うんですが、議長、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 分かりました。許可します。答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 久世議員のご質疑にお答えいたします。

よく私が使う言葉で、いろいろ失敗があると、あくまでも自分事というのは、役所の職員はいろんなバリエーションの仕事をやっています。この保育園の設計業務だけではなくて、ソフト事業もやっていますし、ハード事業もやっています。たまたまこういう案件が今回出ました。これ一つは、子ども・子育て監も説明しましたように、本来は二つの見積りを足してなければいけないよと。もちろんその検査のプロセスもあって、確認をしておったものの、単純ミスがあったというところが大きなポイントであるというふうに私は理解しておりますので、そういう意味では全ての職員が、管理職も含めて、自分事として捉えないと、ここで他課でこういうことがあったから、ああ、そうだななんていう簡単な気持ちではなくて、全てのことに對してやはり誠心誠意向かっていくというような、そんな意味合いでその言葉を使わせていただいた。

当然、久世議員がおっしゃられるように、細かい検証ですとか、チェックというのは、これは当たり前のことをやらなきゃいけなかったことがこうなったということがございますけど、そういう意味で、自分も含めた戒めということで使わせていただいたというふうにご理解いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと精神論に近いのかなと思ったんですけど、ただ今回の場合、それは担当の方がもともと起案するときタイトルがあって、金額を一つ漏らしてしまったということかもしれないけど、それが、じゃあ、上の方がチェックして、これどういう内容なのって聞けば分かる話じゃないですか。

そこで、上の方々がいっぱいいるわけで、普通だったらこれ組織の流れの中で分かる話なんで、紙にタイトルだけ書いてあって金額しかなければ、それで通ってきちゃったということの説明は伺えるんですけども、でも内訳とかってチェックしないのかなというのが単純な疑問なんです。そこのチェックは、基本的にこの市役所はしない状態なのか、となると、ほかの事業でもいっぱいこれあるんじゃないのという疑問に変わってしまうんです。

だから、その辺りは、上司の方々はどういうチェックをして、見過ごしてしまったのかということについても答弁がいただきたいところです。

再質疑をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 久世議員の再質疑にお答えします。

なぜ決裁があるかというのは、今、久世議員がおっしゃられたことで、本来であれば、一

一つ、例えばグループリーダーがあって、課長補佐があって、課長で、もうちょっと大きい専決事項の金額が大きいものであれば、部長、最終的には私のところまで来たりもするところでございますけど、先ほど精神論だということがございましたが、確かに今回につきましては、そのチェックがしっかりされておれば、こんなことがなかったのかなということでございますので、当然、そのチェックを今後も、以前もそうでしょうし、今後もしっかりしていかなあかんという案件だというふうに認識させていただきますので、今後は全ての職員に対して再度、幹部連絡会を通じて、先ほど申し上げましたけど、そういうような形で、チェックもれがないように全力で、取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっとやっぱり精神論の域をまだ抜けてない。だから、起案書の形を変えるとか、様式を変えるとか、そういったやっぱりテクニカルというか、その部分で頑張らなくてもやっぱりできる仕組みをつくるのが、僕は経営者の仕事だと思うんですよ。みんなに頑張れ頑張れと言うのは長く続かないんで、頑張らなくてもしっかり回っていく組織をつくるのが経営者の仕事なもんですから、だから、それをしっかりやっていただきたいんですけども、ちょっと再々質疑で確認したいんですけど、5月の臨時議会のときの補正でも、学校の問題ですけど、空調が中身が変わりましたと。当初で決めたことがすぐ補正で、すみませんでしたということがあったわけです。今回は当初で決めたことが、内容が漏れていましたということがあったんです。本来であればそこで総チェックをかけています。もう二度とありませんという状態だと思うんですけども、これでもうないということによろしいですか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 再々質疑にお答えします。

この案件があつてすぐ、当初予算の編成の在り方、例えば今回であれば、橋爪保育園と五郎丸保育園の2つが並列されておつて、足したのは橋爪保育園だけでしたよということで、もうすぐさま、予算書上、全て職員に対して、全課に対してチェックをかけました。令和6年度の当初予算の分については、間違いはございませんでした。

今後についても、ここで私が明言をしたいんですけど、やはり人間のやることでございますので、ヒューマンエラーとは申し上げませんが、また精神論になるかもしれません。そういうことがないように、チェックをしっかりしていきたいなと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 頑張らなくてもいい仕組みをしっかりつくっていただきたいなと思つています。

2つ目ですけども、自治体ライドシェアに関して、ちょっと聞きたいことが2つありますので、順次申し上げます。

一括で聞いたほうがいいのかと思うんですけども、まず小川議員の質疑に対する答弁の中

で、ドライバーの年齢制限というか、募集に関する年齢についての答弁があったんですけども、基本雇用には今回はなるんで、雇用というのは雇用対策法で、年齢制限かけることは禁止されてるんです。それは義務なんで、僕もよく店で、こういう年代の年齢の方を募集したいという項目を入れると、もう自動的に弾かれちゃうんですよ、それ駄目だってことで。だけど、さっき答弁しちゃってるもんですから、ちょっとこれは法律的にどうなのかなと。

だから、自治体ライドシェア特有の仕組みとして、そういうものの除外規定なんかがあれば別ですけど、ちょっとそれは聞いたことがないかなというところがまず1つです。これは適法なのかという、さっきの答弁が。

もう一つは、市長、副市長にお伺いしたいんですけど、ちょっと僕の質疑に対する答弁に関連することで大変恐縮なんですけど、やっぱり市民にとったら、利用者の目線に立つと、この料金ってすごい大事なんです。自治体、サービスの提供側としては、というか自治体側としては、廃線になって困っている、何とかしなきゃと言ってやっている、これはすごくいいことだし、本当に評価すべきことだし、スピード感を持ってやっているというのは、大変素晴らしい。だけど、それは料金がすごく上がってしまうようなことになったとしたら、それは、じゃあまあいいやと、ほかに何とかするということになってしまいうんで、その後の例えば事業者の関係で、収入がちょっと入札から外れてるってことであれば、それはちょっと違うことになるかもしれないんですけど、需要予測とか、全てに関わってくることで、この料金ということに関しては、やっぱりちゃんと検討したほうがいいと思うんです。

それが今、300円を想定ということなんですけども、基本、値上げになるのかな、230円だったのかな、路線の運賃は。違うかな。僕もどこから乗るかということもあると思うんで、その料金の適正性とかもしっかり算定をやっていったほうがいいんじゃないかなと思います。なんで、そこの検討が、ちょっと拙速じゃないかなと正直思います。

これは負担金が今回含まれてるという説明があったんで、僕らも認めてしまうことになるもんですから、だから、利用者の方にとってどういうことになるかということもしっかり検討した上で議決をしていきたいと思うんですけども、市長、副市長として、利用者目線でこの政策を考えたことがあったのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 先ほど久世議員はこの質疑をされましたけども、新たに関連でということ、質疑だということですね。分かりました。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の質疑にお答えをします。

ドライバーの年齢なんですけれど、こちらのほうは先ほども説明したとおりの年齢なんですけれど、市としては安心・安全を考えて、こうした年齢設定にしております。

ただ、先ほどの、これが法律的によいかどうかというところは、まだ私自身、確認を取っていませんので、そちらのほうは確認を取った上で募集のほうをしたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 続いて、答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質疑にお答えをいたします。

料金の設定については、まさに久世議員が言われるとおり、市民の皆さんの立場に立って料金設定をしていかなければならないというのが大前提です。

その中で、今回の自治体ライドシェアについては、代替はわん丸君バスではなく岐阜バスであるということがまず一つであります。その中で、自治体のライドシェアの運賃がどう決められるべきかというのは、運輸局のほうから通達をもらっています。それは何かというと、撤退前の運賃に近い料金であるということであり、久世議員が230円と言われたのは、多分、犬山中央病院までの運賃の料金で、犬山駅から長者町までは370円の料金設定でありましたので、300円というふうに設定をさせていただくつもりで、今調整中であります。

そこでどこで決めるのかということは、先ほど来話が出ているように、犬山市の地域公共交通会議の中で認められて決まっていくというふうな流れになってきますので、370円で300円という設定なんで、我々としては利用者目線の立場に立って料金設定をさせていただきました。

また、犬山中央病院230円と申し上げましたが、利用される時間帯が6時から7時半と、夜の6時から7時半ということで、犬山中央病院の利用をされる方は、時間外であろうという考えから、300円で考えていきたいというふうに思っていますし、これから地域公共交通会議の中で議論を深めていきたいというふうに思っていますので、お願いを申し上げながら、繰り返しますが、立ち位置は、市民の目線、市民の皆さんが使いやすい在り方を考えていかなければならないと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。ありがとうございます。

再質疑でちょっと負担金とか料金の関係が、今回質疑しないと出てこなかったんで、本来であれば、もう通告制も引いてるもんですから、やっぱり最初に大分資料をそろえていただいて、それも審議したほうがよかったかなと正直思います。なので、説明資料を今後しっかり付けていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。確認だけ。

◎議長（柴田浩行君） ちょっと質疑と離れているかもしれないですけども、答弁求めて大丈夫ですか。

答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 久世議員の再質疑にお答えします。

今ご提案というかご指摘ございました。負担金をそのままではなくて、もうちょっと細かい、今、多分その負担金の内容をもうちょっと精査できるように見える化してくれというようなご提案だということでございますので、次回の議会からは、9月議会の全員協議会資料を作る際には、その中のものをできる限り細分化して見える化するような形で指示をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。よって、第2類、第54号議案及び第55号議案、

並びに報告第1号から報告第7号までに対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

\*\*\*\*\*

令和6年6月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第46号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について（総務委員会の所管に属する附属機関関係）
第51号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第53号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第54号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 2款 総務費 8款 消防費 第2条の第2表 債務負担行為補正
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第46号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について（民生文教委員会の所管に属する附属機関関係）
第47号議案	犬山市文化財保護条例の一部改正について
第48号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第52号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第54号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費
第55号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

《建設経済委員会》

第3委員会室

議案番号	件名
第46号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について（建設経済委員会の所管に属する附属機関関係）
第49号議案	犬山市観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第50号議案	犬山市下水道条例の一部改正について
第54号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳出 4款 衛生費（3項清掃費） 7款 土木費

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、明日18日に予定しておりました議案質疑の2日目は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、明日18日は休会といたします。

また、明後日19日から来週25日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、26日午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時27分 散会